

株 主 各 位

東京都渋谷区幡ヶ谷1丁目31番10号  
帝国石油株式会社  
代表取締役社長 相岡雅俊

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記参考書類をご検討下さいまして、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、お早めにご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成18年1月31日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿2丁目2番1号  
京王プラザホテル 南館5階「エミネンスホール」  
（会場が前回の定時株主総会と異なりますので、本冊子裏表紙の「会場案内図」をご参照のうえ、お間違えないようご注意下さい。）

### 3. 会議の目的事項 決議事項

議 案 株式移転による完全親会社設立の件  
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類及び議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（2頁から63頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

# 議決権の行使についての参考書類及び 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

- |                 |                          |
|-----------------|--------------------------|
| 1. 議決権の代理行使の勧誘者 | 帝国石油株式会社<br>代表取締役社長 梶岡雅俊 |
| 2. 総株主の議決権の数    | 299,609個                 |
| 3. 議案及び参考事項     |                          |

## 議 案 株式移転による完全親会社設立の件

### 1. 株式移転を必要とする理由

近年、米国・中国を筆頭とする世界経済の成長を背景として石油・天然ガス需要が急速に伸びる一方、長期に亘る油価の下落の下、開発投資が抑制されてきたことや不安定な中東情勢等から、石油・天然ガス価格の高騰が続いております。

このような中、当社は、豊富な埋蔵量を有する南長岡ガス田を中心とする国内天然ガス事業の拡充を図りつつ、更なる飛躍を目指し、国内事業が生み出すキャッシュフローを海外に振り向け、国内と海外の石油・天然ガス上流事業を両輪として力強く成長していくことを経営課題としております。これまで総力を挙げて推進してきた国内天然ガス事業の基盤整備は今後2～3年のうちに完了し、長期に安定した収益源が確立することから、海外上流事業の本格的展開を始動すべき新しい段階に差しかかっております。

しかしながら、中国・インド等が国を挙げて中東・アフリカ・中南米・カスピ海など世界各地で上流権益確保に邁進する一方、海外の大手石油開発企業は合従連衡により競争力を一層強化する等、資源獲得競争はますます激しくなっております。このような厳しい競争環境の中で持続的に発展していくためには、大手国際石油企業に比しても遜色ない、高い国際競争力を備えた強靱な経営基盤の早期確立が必要であります。

このような認識に立ち、今般、当社と国際石油開発株式会社は、よりバランスのとれた資産ポートフォリオの構築、健全な財務基盤の更なる強化、資源開発のための技術力の結集を通じ、一層強靱な企業体力と有望権益獲得能力を具備することにより、国際競争の中で確固たる地位を築くべく経営統合を行うことに合意いたしました。

本議案は、上記の目的のため、当社が、国際石油開発株式会社と共同して商法第364条に定める株式移転により、完全親会社「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」を設立し、その完全子会社となることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」設立後、平成20年6月を目途に、同社並びに当社及び国際石油開発株式会社の合併により、事業持株会社への移行を計画しており、これにより一層効率的、機動的な経営体制を確保することを目指しております。

## 2. 株式移転の内容

### (1) 設立する完全親会社の定款

「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の定款の内容は、後記「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社定款」（26頁から47頁まで）に記載のとおりであります。

### (2) 設立する完全親会社が株式移転に際して発行する株式の種類及び数

「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」が株式移転に際して発行する株式の種類及び数は、普通株式2,360,659.95株、甲種類株式1株といたします。ただし、株式移転をなすべき時期の前日までに当社及び国際石油開発株式会社において自己株式の消却がなされた場合には、当該自己株式への割当分につき「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」が株式移転に際して発行する普通株式の数を減ずるものといたします。

なお、「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」は、端株制度を採用するものといたします。

### (3) 当社及び国際石油開発株式会社の株主に対する株式の割当

「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」は、株式移転に際

して、株式移転をなすべき時期の前日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された当社及び国際石油開発株式会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対し、それぞれ次の比率で「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の株式を割り当てます。

- ① 当社の普通株式を有する株主については、その所有する普通株式1株に対し、「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の普通株式0.00144株の割合
  - ② 国際石油開発株式会社の普通株式を有する株主については、その所有する普通株式1株に対し、「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の普通株式1株の割合
  - ③ 国際石油開発株式会社の甲種類株式を有する株主については、その所有する甲種類株式1株に対し、「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の甲種類株式1株の割合
- なお、当社は1,000株を1単位とする単元株制度、国際石油開発株式会社は端株制度を、それぞれ採用しております。

#### (4) 自己株式の消却

当社及び国際石油開発株式会社は、株式移転をなすべき時期の前日までの適切な時期において、当該時点においてそれぞれの有する自己株式の全部を商法の定めに基づき消却するものといたします。

#### (5) 設立する完全親会社の資本の額及び資本準備金

- ① 資本の額：300億円
- ② 資本準備金：株式移転の日に、当社及び国際石油開発株式会社に現存する純資産の合計額から、上記資本の額及び(6)に定める株式移転交付金の合計額を控除した額

#### (6) 株式移転交付金（株主に支払をなすべき金額）

「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」は、株式移転に際し、株式移転をなすべき時期の前日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社の株主及び登録質権者に対し、株式移転をなすべき時期後3ヶ月以内に、当社の利益配当に代えて、その所有する当社の普通株

式1株に対して3円の株式移転交付金をお支払いいたします。ただし、株式移転交付金の額は、当社の資産・負債の状態、経済情勢の変化、その他の事情に応じ、当社及び国際石油開発株式会社の協議により変更することができるものといたします。

(7) 株式移転をなすべき時期

株式移転をなすべき時期は平成18年4月3日とし、「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の設立登記申請も同日に行う予定であります。ただし、株式移転の事務上の必要性その他の事由により必要な場合には、当社及び国際石油開発株式会社の協議により変更することができるものといたします。

(8) 株式移転の日までになす利益配当の限度額（株式移転の日以前に配当金支払基準日が到来し、株式移転の日以後に配当金が支払われる場合を含む。）

- ① 当社は、平成17年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録質権者に対し、その普通株式1株につき4円50銭、総額1,372,504千円を限度として、利益の配当を行うことができるものといたします。
- ② 国際石油開発株式会社は、平成18年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録質権者に対し、その普通株式及び甲種類株式それぞれ1株につき5,500円、総額10,559,081千円を限度として、利益の配当を行うことができるものといたします。

(9) 甲種類株式の発行

「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」は、国際石油開発株式会社が同社定款に基づき現在発行している甲種類株式と同等の権利を有する甲種類株式1株を発行し、経済産業大臣に割り当てることといたします。

また、経営上の一定の重要事項の決定について、株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株式に係る甲種類株主総会の決議を必要とする旨を定款に定めることといたします。経営上の一定の重要事項は、「取締役の選解任」、「重要な資産の処分」、「定款変更」、「統

合」、「資本の減少」、「解散」であります。このうち「取締役の選解任」及び「統合」については、普通株式について、公的主体（国又は国が全額出資する独立行政法人）以外の、単一の株主又は単一の株主とその共同保有者の議決権割合が100分の20以上の場合に、議決権の行使ができるという条件がついております。

甲種類株主となる経済産業大臣は、国際石油開発株式会社の甲種類株式による議決権行使の基準について、ガイドラインを制定、告示しております。その発動対象及び発動要件は、次のとおりであります。

#### ① 取締役の選解任

発動要件：公的主体以外の、単一の株主又は単一の株主とその共同保有者の議決権割合が100分の20以上の場合

拒否要件：中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形で経営が行われていく蓋然性が高いと判断される場合

#### ② 重要な資産の処分

発動要件：直近の連結貸借対照表上の総資産の100分の20以上又は直近の連結損益計算書上の売上高の100分の20以上の資産処分（子会社を含む。）

拒否要件：中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に否定的な影響が及ぶ蓋然性が高いと判断される場合

#### ③ 定款変更

発動要件：1. 会社の目的の変更  
2. 普通株式以外の株式への議決権の付与

拒否要件：1. の場合…中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に否定的な影響が及ぶ蓋然性が高いと判断される場合  
2. の場合…甲種類株主が保有する種類株式の議決権行使に影響を与える可能性のある場合

#### ④ 統合

発動要件：1. 公的主体以外の、単一の株主又は単一の株主とその共同保有者の議決権割合が100分の20以上となる場合

の合併、株式交換及び株式移転

2. 合併及び株式交換による統合後の存続会社が国際石油開発株式会社とならない場合又は株式移転による統合後の持株会社が同様の種類株式を発行しない場合

拒否要件：中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形で経営が行われていく蓋然性が高いと判断される場合

⑤ 資本の減少

発動要件：株主への金銭の払い戻しを伴う減資

拒否要件：中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に否定的な影響が及ぶ蓋然性が高いと判断される場合

⑥ 解散

発動要件：会社の解散

拒否要件：中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に否定的な影響が及ぶ蓋然性が高いと判断される場合

以上のように、国際石油開発株式会社の甲種類株式による拒否権は、限定されたものとなっており、「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」が発行する甲種類株式についても同様のガイドラインが告示される予定であります。

従って、甲種類株式は、国益を損なう外資による経営支配や投機目的による買収等の危険を防止することができる一方、経営者が独自の判断で行使することができないとともに、拒否権の対象が限定され、拒否権行使についても厳密なガイドラインが設定されることにより、経営の効率性・柔軟性を不当に阻害しないよう透明性を高くした必要最小限の措置となります。

(10) 設立する完全親会社の取締役

「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                    | 略歴及び他の会社の代表状況                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社及び国際石油開発株式会社の株式の数             |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| <p>まつ お くに ひこ<br/>松 尾 邦 彦<br/>(昭和10年8月9日生)</p>  | <p>昭和33年4月 通商産業省（現経済産業省）入省<br/>昭和63年6月 中小企業庁長官<br/>平成元年7月 石油公団理事<br/>平成4年7月 インドネシア石油株式会社（現国際石油開発株式会社）顧問<br/>平成5年6月 同社代表取締役副社長<br/>平成8年6月 同社代表取締役社長<br/>平成17年6月 同社代表取締役会長（現職）</p> <p>[他の会社の代表状況]<br/>14頁に記載のとおりであります。</p>      | <p>当社 0株<br/>国際石油開発株式会社 12株</p>     |
| <p>いそ の あきら<br/>磯 野 啓<br/>(昭和9年9月27日生)</p>      | <p>昭和33年4月 当社入社<br/>昭和59年4月 当社経理部長<br/>昭和60年3月 当社理事<br/>昭和62年3月 当社取締役<br/>平成元年3月 当社常務取締役<br/>平成6年3月 当社専務取締役<br/>平成7年3月 当社代表取締役副社長<br/>平成11年3月 当社代表取締役社長<br/>平成17年3月 当社代表取締役会長（現職）</p> <p>[他の会社の代表状況]<br/>14頁に記載のとおりであります。</p> | <p>当社 69,000株<br/>国際石油開発株式会社 0株</p> |
| <p>すぎ おか まさ とし<br/>楢 岡 雅 俊<br/>(昭和20年1月1日生)</p> | <p>昭和43年4月 当社入社<br/>平成6年4月 当社技術部長<br/>平成7年3月 当社理事<br/>平成8年3月 当社取締役<br/>平成11年3月 当社常務取締役<br/>平成14年3月 当社専務取締役<br/>平成17年3月 当社代表取締役社長（現職）</p> <p>[他の会社の代表状況]<br/>14頁に記載のとおりであります。</p>                                              | <p>当社 29,000株<br/>国際石油開発株式会社 0株</p> |



| 氏名<br>(生年月日)                                  | 略歴及び他の会社の代表状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社及び<br>国際石油開発株式<br>会社の株式の数             |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| <p>くろ だ なお き<br/>黒田直樹<br/>(昭和15年12月18日生)</p>  | <p>昭和38年4月 通商産業省（現経済産業省）入省<br/>平成4年6月 資源エネルギー庁長官<br/>平成5年8月 株式会社東京銀行（現株式会社三菱東京<br/>U F J 銀行）顧問、三井海上火災保険株<br/>式会社（現三井住友海上火災保険株式会<br/>社）顧問<br/>平成7年8月 住友商事株式会社顧問<br/>平成8年6月 同社常務取締役<br/>平成11年6月 インドネシア石油株式会社（現国際石油<br/>開発株式会社）非常勤取締役<br/>平成13年4月 住友商事株式会社代表取締役副社長<br/>平成16年8月 同社特別顧問<br/>平成16年9月 国際石油開発株式会社代表取締役副社長<br/>平成17年6月 同社代表取締役社長（現職）</p> <p>〔他の会社の代表状況〕<br/>14頁に記載のとおりであります。</p> | <p>当社<br/>0株<br/>国際石油開発株式会社<br/>10株</p>     |
| <p>まつ の ひさ たけ<br/>松野尚武<br/>(昭和19年8月25日生)</p>  | <p>昭和42年4月 当社入社<br/>平成5年3月 当社社長室長、LNG企画室長<br/>平成5年3月 当社理事<br/>平成8年3月 当社取締役<br/>平成11年3月 当社常務取締役<br/>平成14年3月 当社代表取締役副社長（現職）<br/>平成17年3月 当社営業本部長（現職）</p>                                                                                                                                                                                                                                   | <p>当社<br/>47,000株<br/>国際石油開発株式会社<br/>0株</p> |
| <p>き だ かつ じろう<br/>喜田勝治郎<br/>(昭和19年10月6日生)</p> | <p>昭和43年4月 通商産業省（現経済産業省）入省<br/>平成6年6月 国土庁（現国土交通省）長官官房審議官<br/>平成7年7月 基盤技術研究促進センター（現新エネル<br/>ギー・産業技術総合開発機構）理事<br/>平成10年6月 インドネシア石油株式会社（現国際石油<br/>開発株式会社）取締役<br/>平成12年6月 同社常務取締役<br/>平成15年6月 同社代表取締役専務取締役<br/>平成17年6月 同社代表取締役副社長（現職）<br/>平成17年9月 同社総務・企画本部長（現職）、営業本<br/>部長（現職）</p> <p>〔他の会社の代表状況〕<br/>14頁から15頁に記載のとおりであります。</p>                                                            | <p>当社<br/>0株<br/>国際石油開発株式会社<br/>8株</p>      |

| 氏 名<br>(生年月日)                                 | 略歴及び他の会社の代表状況                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社及び<br>国際石油開発株式<br>会社の株式の数   |
|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| ふじ い むつ ひさ<br><b>藤 井 睦 久</b><br>(昭和17年6月22日生) | 昭和41年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほコーポレート銀行ほか）入行<br>平成7年6月 同行取締役<br>平成8年7月 年金福祉事業団理事<br>平成13年4月 年金資金運用基金理事<br>平成14年6月 国際石油開発株式会社常務取締役<br>平成15年6月 同社代表取締役専務取締役<br>平成17年6月 同社代表取締役副社長（現職）<br>平成17年9月 同社経理・管理本部長（現職）<br><br>[他の会社の代表状況]<br>15頁に記載のとおりであります。 | 当社<br>0株<br>国際石油開発株式会社<br>8株      |
| まき たけ し<br><b>牧 武 志</b><br>(昭和17年8月15日生)      | 昭和42年4月 当社入社<br>平成5年3月 当社生産部長<br>平成5年3月 当社理事<br>平成7年3月 当社新潟鉱業所長<br>平成7年3月 当社取締役<br>平成11年3月 当社常務取締役<br>平成14年3月 当社専務取締役<br>平成17年3月 当社代表取締役副社長（現職）<br><br>[他の会社の代表状況]<br>15頁に記載のとおりであります。                                                           | 当社<br>57,000株<br>国際石油開発株式会社<br>0株 |
| ゆ い せい じ<br><b>由 井 誠 二</b><br>(昭和24年3月17日生)   | 昭和50年4月 インドネシア石油株式会社（現国際石油開発株式会社）入社<br>平成12年6月 同社取締役ジャカルタ事務所長<br>平成15年3月 同社探鉱第一部担当支配人、探鉱第二部担当支配人<br>平成15年6月 同社常務取締役（現職）<br>平成16年4月 ジャパン石油開発株式会社常務取締役（現職）                                                                                         | 当社<br>0株<br>国際石油開発株式会社<br>5株      |
| さ の まさ はる<br><b>佐 野 正 治</b><br>(昭和26年4月17日生)  | 昭和49年4月 当社入社<br>平成11年3月 当社技術部長<br>平成12年4月 当社技術企画部長<br>平成13年3月 当社理事<br>平成13年3月 当社海外本部海外事業部長<br>平成14年3月 当社取締役<br>平成17年3月 当社常務取締役（現職）<br>平成17年3月 当社海外・大陸棚本部長（現職）<br><br>[他の会社の代表状況]<br>15頁に記載のとおりであります。                                             | 当社<br>15,000株<br>国際石油開発株式会社<br>0株 |

| 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴及び他の会社の代表状況                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社及び<br>国際石油開発株式<br>会社の株式の数   |
|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| さかもとあきのり<br><b>坂本明範</b><br>(昭和26年2月3日生) | 昭和49年4月 当社入社<br>平成11年3月 当社施設部長<br>平成12年4月 当社国内本部施設部長<br>平成13年3月 当社理事<br>平成14年3月 当社取締役(現職)<br>平成14年11月 当社パイプライン建設本部副本部長(現職)<br>平成17年3月 当社国内本部副本部長(現職)、新潟鉱業所長(現職)<br><br>[他の会社の代表状況]<br>15頁に記載のとおりであります。                                                             | 当社<br>16,000株<br>国際石油開発株式会社<br>0株 |
| いとうせいや<br><b>伊藤成也</b><br>(昭和29年9月14日生)  | 昭和52年4月 インドネシア石油株式会社(現国際石油開発株式会社)入社<br>平成11年6月 同社秘書室長<br>平成12年10月 同社ガス事業第二部長、審議役(企画渉外部企画渉外業務管掌)<br>平成14年4月 同社経営企画部長<br>平成15年6月 同社取締役(現職)<br>平成16年11月 同社経営企画部長、広報室長<br>平成17年9月 同社総務・企画本部本部長補佐(現職)、経営企画ユニットジェネラルマネージャー(現職)、広報ユニットジェネラルマネージャー(現職)                     | 当社<br>0株<br>国際石油開発株式会社<br>3株      |
| わかさぎかずお<br><b>若杉和夫</b><br>(昭和6年3月22日生)  | 昭和28年4月 通商産業省(現経済産業省)入省<br>昭和59年6月 同省通商産業審議官<br>昭和61年9月 株式会社日本長期信用銀行顧問<br>平成5年6月 三菱電機株式会社代表取締役副社長<br>平成7年5月 石油資源開発株式会社顧問<br>平成7年6月 同社代表取締役社長<br>平成8年6月 インドネシア石油株式会社(現国際石油開発株式会社)非常勤取締役(現職)<br>平成13年6月 石油資源開発株式会社代表取締役会長(現職)<br><br>[他の会社の代表状況]<br>15頁に記載のとおりであります。 | 当社<br>0株<br>国際石油開発株式会社<br>0株      |

| 氏名<br>(生年月日)                                     | 略歴及び他の会社の代表状況                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社及び<br>国際石油開発株式<br>会社の株式の数        |
|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| <p>よし むら ひさ のり<br/>吉 村 尚 憲<br/>(昭和20年8月4日生)</p>  | <p>昭和43年4月 三菱商事株式会社入社<br/> 平成13年6月 同社執行役員天然ガス事業本部長<br/> 平成15年4月 同社常務執行役員エネルギー事業グループCOO<br/> 平成17年4月 同社常務執行役員エネルギー事業グループCEO<br/> 平成17年6月 国際石油開発株式会社非常勤取締役(現職)<br/> 平成17年6月 三菱商事株式会社代表取締役常務執行役員エネルギー事業グループCEO(現職)</p> <p>[他の会社の代表状況]<br/> 15頁に記載のとおりであります。</p> | <p>当社<br/>0株<br/>国際石油開発株式会社<br/>0株</p> |
| <p>さ とう じゅん じ<br/>佐 藤 純 二<br/>(昭和14年10月19日生)</p> | <p>昭和37年4月 三井物産株式会社入社<br/> 平成7年6月 同社取締役<br/> 平成12年6月 同社代表取締役常務取締役<br/> 平成15年4月 三井石油開発株式会社顧問<br/> 平成15年6月 同社代表取締役社長<br/> 平成15年6月 国際石油開発株式会社非常勤取締役(現職)<br/> 平成17年6月 三井石油開発株式会社取締役会長(現職)</p>                                                                    | <p>当社<br/>0株<br/>国際石油開発株式会社<br/>0株</p> |

| 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴及び他の会社の代表状況                                                                                                   | 所有する当社及び<br>国際石油開発株式<br>会社の株式の数 |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| ひら い しげ お<br><b>平井茂雄</b><br>(昭和23年5月30日生) | 昭和46年4月 日本石油株式会社(現新日本石油株式会<br>社)入社<br>平成12年6月 同社総合企画部長<br>平成14年6月 同社取締役<br>平成17年6月 同社常務取締役執行役員経営管理第1本<br>部長(現職) | 当社 0株<br>国際石油開発株式会社 0株          |

- (注) 1. 若杉和夫、吉村尚憲、佐藤純二及び平井茂雄の各氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件を満たす候補者であります。
2. 若杉和夫氏は、石油資源開発株式会社代表取締役を兼務しており、同社の営業の一部は、当社及び国際石油開発株式会社の営業の一部と同一部類に属しております。当社は同社との間で営業取引等を行っております。また、「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」は同一部類の営業を行うことがあります。
3. 吉村尚憲氏は、三菱商事株式会社の代表取締役を兼務しており、同社の営業の一部は、当社及び国際石油開発株式会社の営業の一部と同一部類に属しております。また、「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」は同一部類の営業を行うことがあります。
4. 松尾邦彦、黒田直樹、喜田勝治郎及び藤井睦久の各氏は、インペックス南西カスピ海石油株式会社の代表取締役を兼務しており、国際石油開発株式会社は同社との間で営業取引以外の取引関係(債務保証に係る保証料の受取)があります。なお、同社は国際石油開発株式会社の子法人等であります。
5. 松尾邦彦、黒田直樹、喜田勝治郎及び藤井睦久の各氏は、インペックス北カスピ海石油株式会社の代表取締役を兼務しており、国際石油開発株式会社は同社との間で営業取引以外の取引関係(債務保証に係る保証料の受取)があります。なお、同社は国際石油開発株式会社の子法人等であります。
6. その他の各候補者と当社及び国際石油開発株式会社との間には、特別の利害関係はなく、また、「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。

## 【他の会社の代表状況】

取締役候補者による他の会社の代表状況は以下のとおりであります。

なお、松尾邦彦、磯野 啓、楢岡雅俊、黒田直樹、喜田勝治郎、藤井睦久、牧 武志、佐野正治及び坂本明範の各氏が代表を務める他の会社は、国際石油開発株式会社を除き、いずれも鉱区権益取得及びプロジェクト推進の法的主体として設立された会社又は石油・天然ガス関連事業を行う会社であり、当社又は国際石油開発株式会社の子法人等又は関連会社であります。

### 松尾邦彦

国際石油開発株式会社代表取締役会長

ナトゥナ石油株式会社、インペックスジャワ株式会社、インペックススマトラ株式会社、インペックス  
テング株式会社、アルファ石油株式会社、インペックスチモールシー株式会社、サウル石油株式会社、  
インペックスエービーケー石油株式会社、北東マハカム沖石油株式会社、インペックス北カスピ海石油  
株式会社、インペックス西豪州ブラウズ石油株式会社、インペックスマセラアラフラ海石油株式会社、  
インペックス東アルグニ石油株式会社、インペックス西アルグニ石油株式会社、インペックス南西カス  
ピ海石油株式会社、インペックス北カンボス沖石油株式会社、インペックス北マカッサル石油株式会社、  
インペックス北ナトゥナ石油株式会社、インペックス北マハカム沖石油株式会社、インペックス南スラ  
ウェシ沖石油株式会社、アザデガン石油開発株式会社、インペックスリビア石油株式会社  
以上22社代表取締役

### 磯野 啓

帝石アルジェリア石油株式会社、京葉パイプライン株式会社  
両社代表取締役社長

### 楢岡雅俊

帝石コンゴ石油株式会社代表取締役会長

ベネズエラ石油株式会社、帝石エル・オアール石油株式会社、帝石スエズSEJ株式会社、帝石コンソ  
ン石油株式会社、帝石スエズSOB株式会社、帝石ナイルNQR株式会社  
以上6社代表取締役社長

### 黒田直樹

国際石油開発株式会社、インペックスジャワ株式会社、インペックススマトラ株式会社、インペックス  
テング株式会社、インペックスチモールシー株式会社、サウル石油株式会社、北東マハカム沖石油株  
式会社、インペックス北カスピ海石油株式会社、インペックス東アルグニ石油株式会社、インペックス西  
アルグニ石油株式会社、インペックス南西カスピ海石油株式会社、インペックス北カンボス沖石油株  
式会社、インペックス北マカッサル石油株式会社、アザデガン石油開発株式会社、インペックスリビア石  
油株式会社

以上15社代表取締役社長

ナトゥナ石油株式会社、アルファ石油株式会社、インペックスエービーケー石油株式会社、インペッ  
クス西豪州ブラウズ石油株式会社、インペックスマセラアラフラ海石油株式会社、インペックス北ナトゥ  
ナ石油株式会社、インペックス北マハカム沖石油株式会社、インペックス南スラウェシ沖石油株式会  
社  
以上8社代表取締役

### 喜田勝治郎

ナトゥナ石油株式会社、インペックストレーディング株式会社、アルファ石油株式会社、インペックス  
北ナトゥナ石油株式会社

以上4社代表取締役社長

国際石油開発株式会社、インペックスジャワ株式会社、インペックススマトラ株式会社、インペックス  
テング株式会社、インペックスチモールシー株式会社、サウル石油株式会社、インペックスエービー

ケー石油株式会社、北東マハカム沖石油株式会社、インペックス北カスピ海石油株式会社、インペックス西豪州ブラウズ石油株式会社、インペックスマセラアラフラ海石油株式会社、インペックス東アルグニ石油株式会社、インペックス西アルグニ石油株式会社、インペックス南西カスピ海石油株式会社、インペックス北カンボス沖石油株式会社、インペックス北マカッサル石油株式会社、インペックス北マハカム沖石油株式会社、インペックス南スラウェシ沖石油株式会社、アザデガン石油開発株式会社、インペックスリビア石油株式会社  
以上20社代表取締役副社長

藤井睦久

インペックスエービーケー石油株式会社代表取締役社長

国際石油開発株式会社、ナトゥナ石油株式会社、インペックスジャワ株式会社、インペックススマトラ株式会社、インペックスステング株式会社、アルファ石油株式会社、インペックスチモールシー株式会社、サウル石油株式会社、北東マハカム沖石油株式会社、インペックス北カスピ海石油株式会社、インペックス西豪州ブラウズ石油株式会社、インペックスマセラアラフラ海石油株式会社、インペックス東アルグニ石油株式会社、インペックス西アルグニ石油株式会社、インペックス南西カスピ海石油株式会社、インペックス北カンボス沖石油株式会社、インペックス北マカッサル石油株式会社、インペックス北ナトゥナ石油株式会社、インペックス北マハカム沖石油株式会社、インペックス南スラウェシ沖石油株式会社、アザデガン石油開発株式会社、インペックスリビア石油株式会社  
以上22社代表取締役副社長

牧 武志

磐城沖石油開発株式会社代表取締役社長

佐野正治

株式会社テイコク・インターナショナル代表取締役社長

坂本明範

帝石パイプライン株式会社代表取締役社長

若杉和夫

石油資源開発株式会社代表取締役会長  
カナダオイルサンド株式会社、日本サハリンパイプライン株式会社  
両社代表取締役社長

吉村尚憲

三菱商事株式会社代表取締役常務執行役員エネルギー事業グループCEO  
エム・イー・シー・ホールディングス株式会社代表取締役社長

(11) 設立する完全親会社の監査役

「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                               | 略歴及び他の会社の代表状況                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社及び国際石油開発株式会社の株式の数                     |
|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| <p>かわ のぶ お<br/>川 信 雄<br/>(昭和19年11月9日生)</p> | <p>昭和42年4月 大蔵省（現財務省）入省<br/>平成6年7月 同省大臣官房審議官<br/>平成6年12月 中小企業信用保険公庫（現中小企業基盤整備機構）理事<br/>平成10年7月 株式会社整理回収銀行（現株式会社整理回収機構）顧問<br/>平成10年11月 同行専務取締役<br/>平成11年6月 インドネシア石油株式会社（現国際石油開発株式会社）常勤監査役（現職）</p>                   | <p>当社<br/>0株<br/>国際石油開発株式会社<br/>2株</p>      |
| <p>はやし しげる<br/>林 滋<br/>(昭和18年8月17日生)</p>   | <p>昭和44年6月 当社入社<br/>平成7年3月 当社営業部長<br/>平成7年3月 当社理事<br/>平成9年3月 当社取締役<br/>平成12年4月 当社営業本部副本部長（現職）、石油営業部長<br/>平成14年3月 当社常務取締役（現職）</p> <p>〔他の会社の代表状況〕<br/>17頁に記載のとおりであります。</p>                                          | <p>当社<br/>42,000株<br/>国際石油開発株式会社<br/>0株</p> |
| <p>さ とう ひろし<br/>佐藤 弘<br/>(昭和22年1月22日生)</p> | <p>昭和45年4月 石油資源開発株式会社入社<br/>平成11年6月 同社経理部長<br/>平成14年6月 同社取締役<br/>平成17年6月 同社常務執行役員（現職）</p>                                                                                                                         | <p>当社<br/>0株<br/>国際石油開発株式会社<br/>0株</p>      |
| <p>つじ とおる<br/>辻 亨<br/>(昭和14年2月10日生)</p>    | <p>昭和36年4月 丸紅飯田株式会社（現丸紅株式会社）入社<br/>平成3年4月 同社紙パルプ木材本部長<br/>平成3年6月 同社取締役<br/>平成7年6月 同社常務取締役<br/>平成8年4月 同社代表取締役常務取締役<br/>平成9年6月 同社代表取締役専務取締役<br/>平成11年4月 同社代表取締役社長<br/>平成15年4月 同社代表取締役会長<br/>平成16年4月 同社取締役会長（現職）</p> | <p>当社<br/>0株<br/>国際石油開発株式会社<br/>0株</p>      |



| 氏名<br>(生年月日)                                | 略歴及び他の会社の代表状況                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社及び<br>国際石油開発株式<br>会社の株式の数 |
|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| しな がわ みち ひさ<br><b>品川 道久</b><br>(昭和24年1月1日生) | 昭和46年4月 住友商事株式会社入社<br>平成15年4月 同社執行役員エネルギー第一本部長<br>平成16年4月 同社常務執行役員資源・エネルギー事業<br>部門長補佐<br>平成16年8月 同社常務執行役員資源・エネルギー事業<br>部門長<br>平成17年6月 国際石油開発株式会社非常勤取締役(現<br>職)<br>平成17年6月 住友商事株式会社代表取締役常務執行役<br>員資源・エネルギー事業部門長(現職)<br><br>[他の会社の代表状況]<br>本頁下部に記載のとおりであります。 | 当社 0株<br>国際石油開発株式会社 0株          |

- (注) 1. 各監査役候補者と当社及び国際石油開発株式会社との間には、いずれも特別な利害関係はなく、また、「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 川 信雄、佐藤 弘及び辻 亨の各氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の要件を満たす候補者であります。
3. 林 滋氏は、現在、当社及び埼玉ガス株式会社の取締役であります。完全親会社の監査役に就任する前日までに両社の取締役を退任する予定であります。
4. 品川道久氏は、現在、国際石油開発株式会社の取締役であります。完全親会社の監査役に就任する前日までに同社取締役を退任する予定であります。

#### [他の会社の代表状況]

監査役候補者による他の会社の代表状況は以下のとおりであります。

林 滋

埼玉ガス株式会社代表取締役社長

なお、埼玉ガス株式会社は都市ガス事業を行う当社の子法人等であります。

品川道久

住友商事株式会社代表取締役常務執行役員資源・エネルギー事業部門長

(12) 設立する完全親会社の取締役及び監査役の報酬額

「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の取締役及び監査役それぞれの報酬総額は、当社及び国際石油開発株式会社それぞれの報酬総額、その他諸般の事情を考慮して、取締役の報酬総額は月額3,700万円以内とし、監査役の報酬総額は月額550万円以内といたします。

なお、設立時の「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の取締役は16名、監査役は5名となる予定であります。また、上記の取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

(13) 設立する完全親会社の会計監査人の選任に関する事項

「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(平成17年9月30日現在)

|        |                                                                                                                                                                              |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称    | 新日本監査法人                                                                                                                                                                      |
| 主たる事務所 | 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル                                                                                                                                                    |
| 沿革     | 昭和60年10月：監査法人太田哲三事務所（昭和42年設立）と昭和監査法人（昭和44年設立）の合併により太田昭和監査法人となる。<br>平成12年4月：太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人（昭和61年設立）の合併により監査法人太田昭和センチュリーとなる。<br>平成13年7月：監査法人太田昭和センチュリーの名称変更により新日本監査法人となる。 |
| 概要     | ・社員／541名、公認会計士／1,113名、会計士補／818名、その他職員／639名<br>・国内事務所／35ヶ所、連絡事務所／8ヶ所、海外駐在所／21ヶ所<br>・監査関与会社数／4,753社                                                                            |

#### (14) 共同設立に関する事項

当社は、国際石油開発株式会社と共同して、完全親会社である「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」を設立するものいたします。

国際石油開発株式会社の概要は、次のとおりであります。

(平成17年9月30日現在)

|        |                                      |
|--------|--------------------------------------|
| 商号     | 国際石油開発株式会社                           |
| 本店所在地  | 東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号                    |
| 設立年月日  | 昭和41年2月21日                           |
| 資本金    | 29,460百万円                            |
| 主な事業内容 | 石油・天然ガスの探鉱、開発、生産、販売及びそれらを行う企業に対する投融資 |
| 代表者    | 代表取締役社長 黒田直樹                         |
| 従業員数   | 288名                                 |

#### 3. 商法第366条第1項第2号の株式の割当に関する説明

当社は、国際石油開発株式会社との平成18年4月3日を期日とする共同株式移転による「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の設立（以下「本件共同株式移転」という。）に際し、当社と国際石油開発株式会社のそれぞれの株主に対する「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」株式の割当比率（以下「株式移転比率」という。）を以下のとおり決定いたしました。

当社は、株式移転比率に関する協議に先立ち、ゴールドマン・サックス証券会社（以下「ゴールドマン・サックス」という。）を財務アドバイザーに任命し、当社の普通株式1株に割り当てられる「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」の普通株式の比率に関する分析及び助言を求めました。

ゴールドマン・サックスは、当社と国際石油開発株式会社の普通株式の市場株価分析及び類似会社比較分析、貢献度分析、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析、ネット・アセット・バリュエーション分析などを行ったうえで、当社の普通株式移転比率を分析し、その結果を当社に提示いたしました。

また、当社は、ゴールドマン・サックスによる上記の分析結果を踏まえ、当社と国際石油開発株式会社の事業内容、資産・負債等財務の状況、収益性の動向、将来の事業戦略、統合により期待される企業価値の成長性などについても詳細に検討したうえで、国際石油開発株式会社と普通株式移転比率について協議・交渉を行いました。

その結果、当社普通株式1株について「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」普通株式0.00144株を、国際石油開発株式会社普通株式1株について「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」普通株式1株をそれぞれ割り当てること等を定めた「共同株式移転契約書」を、平成17年11月5日に開催された当社取締役会において承認したうえで、同日国際石油開発株式会社との間で同契約書を締結いたしました。

これを受け、ゴールドマン・サックスは、当社の普通株式移転比率が、平成17年11月5日現在において、当社の普通株主にとって財務的観点から公正である旨の後掲意見書を当社取締役会に提出しております（注）。

なお、国際石油開発株式会社の取締役会は、J.P.モルガン証券会社より、国際石油開発株式会社の普通株式移転比率が、平成17年11月5日現在において、同社の普通株主にとって財務的観点から公正である旨の意見書を受領しております。

また、国際石油開発株式会社の甲種類株式1株については、「国際石油開発帝石ホールディングス株式会社」が、今後、我が国へのエネルギー安定供給の役割を担っていくことが期待されていることを考慮し、国際石油開発株式会社と協議のうえ、同社の定款上有する権利と同等の権利を有する甲種類株式を、同社の甲種類株式を有する株主に対して割り当てることといたしました。

（注）後掲のゴールドマン・サックスによる平成17年11月5日付意見書中には、同意見書に関する前提条件、実施された手続き、考慮された事項や調査における制約などが記載されております。ゴールドマン・サックスは、本件共同株式移転の検討に関連して、当社取締役会への情報提供と助言のために同意見書を提出しており、同意見書は、当社普通株主が本件共同株式移転に関してどのように議決権を行使すべきかを推薦するためのものではありません。

親 展

平成17年11月5日

東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目31番10号  
帝国石油株式会社取締役会御中

拝啓

帝国石油株式会社（以下「貴社」という）は、貴社と国際石油開発株式会社（以下「国際石油開発」という）との間の平成17年11月5日付共同株式移転契約書（以下「本件共同株式移転契約書」という）に規定されている貴社普通株式移転比率（以下に定義する）が、貴社の普通株式（以下「貴社普通株式」という）の株主にとって、財務的見地から公正であるかにつき、ゴールドマン・サックス証券会社（以下「ゴールドマン・サックス」という）の意見書を要請されました。

本件共同株式移転契約書は、（1）貴社と国際石油開発が共同で持株会社である国際石油開発帝石ホールディングス株式会社（以下「本件共同持株会社」という）を設立し、（2）貴社と国際石油開発のそれぞれが本件共同持株会社の完全子会社となり、（a）貴社普通株式1株が本件共同持株会社の普通株式（以下「本件共同持株会社普通株式」という）0.00144株（以下「貴社普通株式移転比率」という）と交換され、（b）国際石油開発の普通株式（以下「国際石油開発普通株式」という）1株が本件共同持株会社普通株式1株と交換されることを規定しています。

ゴールドマン・サックスとその関係会社は、その投資銀行業務の一環とし

て、合併及び企業買収、上場有価証券及び非上場有価証券の引き受け、競争入札、売り出し、私募並びにその他の取引に関連する事業及び証券の財務分析に継続的に従事し、また、遺産、法人その他の目的のための財務分析を継続的に行っています。本件共同株式移転契約書によって企図されている取引（以下「本件取引」という）に関し、ゴールドマン・サックスは貴社の財務アドバイザーを務め、交渉の一部に参加しました。ゴールドマン・サックスは、本件取引に関するゴールドマン・サックスのサービスに対し報酬（報酬の大半については本件取引の成就を条件としています）を頂くことを想定しており、貴社は、ゴールドマン・サックスに生じる経費を支払い、貴社とゴールドマン・サックスの契約から生じる一定の責任について補償することに同意されています。また、ゴールドマン・サックスは、平成16年の国際石油開発普通株式のグローバル・オフリングに関し、グローバル・コーディネーター及びグローバル・ブックランナーを務め、その他国際石油開発に投資銀行業務サービスを提供してきました。ゴールドマン・サックスは、また、貴社と国際石油開発に対して、将来投資銀行業務サービスを提供することがあります。ゴールドマン・サックスは、過去に提供したこれらのサービスに関して報酬を頂いており、また、今後も頂く可能性があります。

ゴールドマン・サックスは、直接的に又は関係会社を通じて間接的に、法人顧客及び個人顧客に対する、有価証券取引、投資管理、財務プランニング、報酬に関する助言、リスク管理、ヘッジ取引、資金調達及び仲介業務に従事する総合的なサービスを提供する証券会社です。これらの通常の業務として、ゴールドマン・サックスとゴールドマン・サックスの関係会社は、これらのサービスを貴社及び国際石油開発並びにそれらの関係会社に対して提供することがあり、貴社と国際石油開発のデリバティブ証券を含む負債性証券、株式又は株式関連証券について随時、自己又は顧客の勘定で取引を行い、ポジションを持つことがあります。

本書簡において意見を述べるに当たり、ゴールドマン・サックスは、本件共同株式移転契約書、貴社の平成16年12月31日に終了した事業年度の有価証券報告書及び年次報告書並びに国際石油開発の平成17年3月31日に終了

した事業年度の有価証券報告書及び年次報告書、貴社の平成17年6月30日に終了した半期につき東京証券取引所に提出した連結中間決算短信、国際石油開発の平成17年6月30日に終了した四半期につき東京証券取引所に提出した連結四半期決算短信、貴社及び国際石油開発のそれぞれの株主宛の通知等の記録、国際石油開発の経営陣が作成した国際石油開発の内部財務分析及び予測、貴社の経営陣が作成した貴社の内部財務分析及び予測、コモディティ価格の予測を含む上流石油ガス会社の株式調査レポート、並びに貴社及び国際石油開発とその子会社が保有する主要な石油ガス探鉱・開発・生産プロジェクトについては独立した石油エンジニアリング会社であるDeGolyer and MacNaughtonによる埋蔵量評価報告書（以下「埋蔵量評価報告書」という）等について検討させて頂きました。またゴールドマン・サックスは、貴社及び国際石油開発の経営陣から、本件取引の戦略的合理性及び本件取引による潜在的な利益に関する評価並びに貴社及び国際石油開発の過去と現在における事業、財務の状況、将来的な見通しについてお話を伺いました。更にゴールドマン・サックスは貴社普通株式及び国際石油開発普通株式の市場価格及び取引状況を調査し、貴社及び国際石油開発の財務及び株式市場についての一定の情報を他の一定の公開会社のものと比較し、最近の石油ガス上流企業及びその他の業界における事業統合に関する財務条件を検討し、その他ゴールドマン・サックスが適切と思料する調査及び分析を実施し、ゴールドマン・サックスが適切と思料するその他の要因を検討しました。

ゴールドマン・サックスは、本書簡において意見を述べるにあたり、ゴールドマン・サックスが検討し又はお話を伺った全ての財務、会計、法務、税務その他の情報の正確性及び完全性を前提とし、その正確性と完全性に依拠しております。それに関連してゴールドマン・サックスは、貴社の同意を得て、貴社経営陣が作成した貴社の内部財務分析及び予測と、国際石油開発経営陣が作成した国際石油開発の内部財務分析及び予測が、現時点における貴社と国際石油開発の最善の予測と判断を反映するように合理的に作成されていることを前提としました。また、ゴールドマン・サックスは、貴社若しくは国際石油開発又は貴社若しくは国際石油開発の子会社の偶発的なもの、派生的なもの又は貸借対照表に非計上のものを含む資産及

び負債について独自の評価あるいは算定を行っておらず、本書簡の第5節で言及されている埋蔵量評価報告書を除き、そのような評価書又は鑑定書も入手しておりません。また、ゴールドマン・サックスは、本件取引を完了するために必要な全ての政府若しくは監督機関又はその他による同意及び承認が、貴社若しくは国際石油開発又は本件取引によって予期される利益に対して、ゴールドマン・サックスの分析において意味がある何らかの負の影響を与えることなく得られることを前提としています。

ゴールドマン・サックスの本書簡における意見は、本件取引を行う貴社の経営上の意思決定に資するためのものではなく、貴社普通株式や本件共同持株会社普通株式の取引価格について意見を述べるものでもありません。ゴールドマン・サックスの意見は、本書簡の日付現在における経済、金融、市場、その他の条件と、本書簡の日付現在においてゴールドマン・サックスにとって利用可能な情報を必然的に前提としています。ゴールドマン・サックスのアドバイザー・サービスと本書簡における意見は、貴社の取締役会が本件取引を検討するにあたり情報を提供し支援する目的で提供されるものであり、貴社普通株式を保有する株主が本件取引に関しどのように議決権を行使すべきかを推薦するものではありません。

上記に基づき、また上記に記述した事項を前提とし、ゴールドマン・サックスは、本件共同株式移転契約書に規定される貴社普通株式移転比率が、本書簡の日付現在において貴社普通株式の株主にとって財務的観点から公正であると考えます。

敬具

ゴールドマン・サックス証券会社

社長

持田 昌典



#### 4. 商法第366条第1項第3号ないし第6号の貸借対照表及び損益計算書の内容

当社の貸借対照表及び損益計算書の内容につきましては後記48頁から55頁に、国際石油開発株式会社の貸借対照表及び損益計算書の内容につきましては56頁から63頁に、それぞれ記載のとおりであります。

#### 5. 本議案の決議に関する事項

本議案につきましては、当社及び国際石油開発株式会社の株式移転に関する臨時株主総会における承認及び国際石油開発株式会社の甲種類株主総会の承認並びに法令に定める関係当局の承認が得られることを条件といたします。さらに、平成17年11月5日締結の共同株式移転契約に基づき、当社もしくは国際石油開発株式会社の財産又は経営状態に著しく重大な変動が生じ、又は重大な契約違反が生じるなどの事由により、株式移転の日の前日までの間に共同株式移転に関する合意が解除された場合には、本議案の決議は失効するものといたします。

# 国際石油開発帝石ホールディングス株式会社定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、国際石油開発帝石ホールディングス株式会社と称する。略称は国際石油開発帝石HDとする。

2 前項の商号は、英文ではINPEX Holdings Inc.（略称INPEX HDs）と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社（外国法に基づいて設立された会社を含む。）の株式および持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- ① 石油、天然ガス、その他の鉱物資源の調査、探鉱、開発および生産
- ② 石油、天然ガス、その他の鉱物資源およびそれ等の副産物の精製、加工、貯蔵、売買、受託販売および輸送
- ③ 電気、熱（蒸気、温水、冷水等）および水（飲料水、工業用水等）の供給
- ④ さく井工事その他建設工事の請負
- ⑤ 産業廃棄物の収集および運搬
- ⑥ 前各号の事業に関する設備、機械、器具および資材の製造、売買および賃貸借
- ⑦ 不動産の売買、賃貸借および管理
- ⑧ 警備の請負
- ⑨ 損害保険の代理および生命保険の募集
- ⑩ 貨物の保管および荷役、自動車運送および自動車リース
- ⑪ 第1号および第2号に関連するコンサルティング
- ⑫ 前各号の事業およびそれらに関連する事業に関する投資、融資および債務の保証

⑬ 前各号に付帯関連する事業

- 2 当社は、前項各号の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公 告)

第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(株式の総数)

第5条 当社が発行する株式の総数は、9,000,001株とし、このうち、9,000,000株は普通株式、1株は甲種類株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合または甲種類株式につき消却があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。

(端株の買増し)

第7条 当社の端株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する端株と併せて1株となるべき端株を売り渡すべき旨を請求することができる。

(名義書換代理人)

第8条 当社は、株式および端株について名義書換代理人を置く。

- 2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

- 3 当社の株主名簿（実質株主名簿（株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）第32条にいう実質株主名簿をい

う。)を含む。以下同じ。) および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿への記載または記録、端株の買取りおよび買増し、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録および諸届出の受理等株式および端株に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。

#### (株式取扱規程)

第9条 当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、端株原簿への記載または記録、端株の買取りおよび買増し、その他株式および端株に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

#### (基準日)

第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主（株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）第30条第1項に規定する実質株主をいう。）を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

- 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。
- 3 本定款において、「基準日」とは、ある株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日としての、第1項または第2項に基づき定められた日をいう。

### 第3章 種類株式

#### (定義)

第11条 本章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「親会社」とは、他の会社等の財務および営業または事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をい

う。以下「意思決定機関」という。)を支配している会社等をいう。以下、他の会社等の意思決定機関を支配している者とは、次の各号に掲げる者をいう。

- ① 他の会社等の議決権（種類株式の議決権を除く。以下種類株式の議決権につき言及する場合を除き同じ。）の過半数を自己の計算において所有している者
- ② 他の会社等の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している者であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する者
  - イ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者および自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。
  - ロ 役員もしくは使用人である者、またはこれらであつた者で自己が他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。
  - ハ 他の会社等の重要な財務および営業または事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
  - ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について融資（債務の保証および担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。
  - ホ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

- ③ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者および自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に他の会社等の議決権の過半数を占めている者であって、かつ、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する者
- ④ 他の会社等の種類株式（議決権のないものを除く。）のうちある種類のものについて、その議決権の過半数を自己の計算において所有している者

(2) 「会社等」とは、会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。

(3) 「関連会社」とは、ある者（その者が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。ある者が他の者（個人を含む。）の関連会社である場合の他の者もある者の関連会社とみなす。子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- ① 子会社以外の他の会社等の議決権の100分の20以上を自己の計算において所有している場合
- ② 子会社以外の他の会社等の議決権の100分の15以上、100分の20未満を自己の計算において所有している場合であって、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 役員もしくは使用人である者、またはこれらであった者で自己が子会社以外の他の会社等の財務および営業

または事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役またはこれらに準ずる役職に就任していること。

- ロ 子会社以外の他の会社等に対して重要な融資を行っていること。
- ハ 子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。
- ニ 子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上または事業上の取引があること。
- ホ その他子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

③ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者および自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に子会社以外の他の会社等の議決権の100分の20以上を占めているときであって、かつ、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

(4) 「共同保有者」とは、以下のいずれかに該当する者を総称していう。

- ① 単一の株主が、当会社の株式の他の保有者と協力して、当会社の経営に継続的に影響を与えることを合意している場合の当該他の保有者
- ② 単一の株主の配偶者、親会社もしくはその意思決定機関を支配する個人、子会社もしくは関連会社、または単一の株主の親会社もしくはその意思決定機関を支配する個人の単一の株主以外の子会社であって当会社の株式を保有している者

- ③ ①に定める他の保有者の配偶者、親会社もしくはその意思決定機関を支配する個人、子会社もしくは関連会社であって当会社の株式を保有している者
  - ④ 単一の株主の配偶者の子会社または関連会社（単一の株主およびその配偶者夫婦の事情をあわせ考慮した場合に当該夫婦の子会社または関連会社となる者を含む。）であって当会社の株式を保有している者
  - ⑤ ①に定める他の保有者の配偶者の子会社または関連会社（①に定める他の保有者およびその配偶者夫婦の事情をあわせ考慮した場合に当該夫婦の子会社または関連会社となる者を含む。）であって当会社の株式を保有している者
- (5) 「甲種類株式」とは、本章に規定する種類株式をいう。
  - (6) 「公的主体」とは、国または国が全額出資する独立行政法人をいう。
  - (7) 「子会社」とは、会社等または個人が他の会社等の意思決定機関を支配している場合の当該他の会社等をいい、親会社および子会社、子会社の意思決定機関を支配する個人および子会社、または子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社または個人の子会社とみなす。
  - (8) 「重要な資産の処分等」とは、当会社または当会社子会社における、資産の売却、営業譲渡、現物出資、会社分割（ただし、現物出資または会社分割の実施後、当会社が、出資先会社または会社分割における承継会社もしくは新設会社の、親会社となる場合を除く。）、および担保設定その他の処分、ならびに当会社子会社株式・持分の売却（ただし、当会社が直接株式を所有している子会社の場合を除き、当会社子会社株式・持分の売却後、当会社が当該子会社の、親会社となる場合を除く。）その他の処分で、当該処分により当会社または当会社子会社が受領する対価もしくは担保設定額が直近に作成された当会社監査済連結財務諸表における総資産の100



分の20以上である場合または直近に作成された連結財務諸表における連結売上高において当該処分にかかる資産による売上高の占める割合が100分の20以上である場合のいずれかをいう。なお、当会社子会社株式・持分の売却には、合併、株式交換、株式移転および当会社連結子会社が行う第三者割当増資（ただし、当会社が直接株式を所有している子会社の場合を除き、合併、株式交換、株式移転または第三者割当増資の実施後、当会社が合併による存続会社もしくは新設会社、株式交換もしくは株式移転における完全親会社、または第三者割当増資を行った当会社子会社の、親会社となる場合を除く。）を含むものとする。また、当会社子会社株式・持分の売却の場合、当会社または当会社子会社が受領する対価は、株式・持分の売却の場合は当会社子会社の一株・一出資口あたり売却価格に売却直前時点における当該子会社の発行済み株式・出資口総数を乗じた金額、合併、株式交換、株式移転の場合は合併比率（合併により解散する会社の株主・社員の所有する一株・一出資口についての、存続会社または新設会社の株式・持分の割当の比率をいう。以下同じ。）、株式交換比率（株式交換により完全子会社となる会社の株主の所有する一株についての、完全親会社となる会社の株式の割当の比率をいう。以下同じ。）、株式移転比率（株式移転により完全子会社となる会社の株主の所有する一株についての、設立される完全親会社の株式の割当の比率をいう。以下同じ。）を算出するにあたり使用された当会社子会社の一株・一出資口あたりの価値に合併、株式交換、株式移転直前時点における当該子会社の発行済み株式・出資口総数を乗じた金額、第三者割当増資の場合は第三者割当増資における当会社子会社の一株・一出資口当りの発行価額に第三者割当増資直後の当該子会社の発行済み株式・出資口総数を乗じた金額に、それぞれ対象となる当会社子会社の直近に作成された監査済貸借対照表における有利子負債（以下「有利子負債」という。）の総額に相当する金額を加算した金額とみなす。会社

分割および営業譲渡の場合、当会社または当会社子会社が受領する対価は、当会社または当会社子会社が受領する金銭、株式その他の金額（金銭以外の資産については会社分割および営業譲渡における当該資産の評価額をいう。）に、会社分割または営業譲渡において当会社または当会社子会社からの承継の対象とされた有利子負債の総額に相当する金額を加算した金額とみなす。上記にかかわらず、当会社が直接株式を所有している子会社株式の処分の場合は、当該処分により当会社が受領する対価もしくは担保設定額が直近に作成された当会社監査済連結財務諸表における総資産の100分の20以上である場合を「重要な資産の処分等」とする。

- (9) 「償還請求日」とは、甲種類株主の書面による当会社に対する甲種類株式の償還請求の通知が、当会社に到達した日をいう。
- (10) 「単一の株主」とは、自己の計算において当会社株式を所有している者の他、以下に掲げる者を含む。
- ① 金銭の信託契約その他の契約または法律の規定に基づき、当会社の株主としての議決権を行使することができる権限を有する者、または、当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する者（本号②に該当する者を除く。）
  - ② 投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和61年法律第74号）第2条第4項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約または法律の規定に基づき、当会社株券に投資をするのに必要な権限を有する者

#### （取締役の選解任）

第12条 取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において、当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の当会社普通株式の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有していた場合（ただし、かかる場合に

たるかにつき、本条においては、当該株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)には、当該取締役の選任または解任については、当会社株主総会の決議に加え、甲種類株式の株主(以下本章ないし第5章において「甲種類株主」という。)による種類株主総会(以下本章ないし第5章において「甲種類株主総会」という。)の決議を必要とする。

- 2 第27条第3項ないし第5項に基づき甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、前項に定める「取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において、当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の当会社普通株式の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有していた場合(ただし、かかる場合にあたるかにつき、本条においては、当該株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)」の要件(以下「取締役の選任または解任に関する100分の20要件」という。)が当該決議の対象となった取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において充足されていたものとみなす。
- 3 取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議後、甲種類株主による異議申立てなく第27条第4項に定める異議申立て期間が経過した場合は、取締役の選任または解任に関する100分の20要件が当該取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において充足されていなかったものとみなす。

(重要な資産の全部または一部の処分等)

- 第13条 当会社の重要な資産の処分等については、当会社株主総会の決議または取締役会決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要とする。
- 2 当会社子会社の重要な資産の処分等については、第32条に基づく取締役会の承認決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要とする。

(定款変更)

第14条 以下の事項に関する定款変更については、当会社株主総会の決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要とする。

- ① 当会社の目的
- ② 当会社普通株式以外の株式への議決権（甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。）の付与

(続 合)

第15条 以下の各号に該当する場合を除き、当会社が合併、株式交換、株式移転をする場合、当会社株主総会の決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要とする。

- ① 合併において当会社が存続会社となる場合。ただし、合併完了時点において当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合（ただし、かかる場合にあたるかにつき、本号においては、当該合併を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。）を除く。
- ② 株式交換において当会社が完全親会社となる場合。ただし、株式交換完了時点において当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合（ただし、かかる場合にあたるかにつき、本号においては、当該株式交換を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。）を除く。
- ③ 株式移転において新設持株会社を設立する場合で、甲種類株主が本定款上有する権利と同等の権利を有する当該新設持株会社の種類株式が甲種類株主に付与されることが、株式移転のための株主総会で決議された場合。ただし、株式移転完了時点において新設持株会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合（ただし、

かかる場合に当たるかにつき、本号においては、当該株式移転を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)を除く。

- 2 第27条第3項ないし第5項に基づき甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、前項①に定める「合併完了時点において当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合に当たるかにつき、本号においては、当該合併を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)」の要件、前項②に定める「株式交換完了時点において当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合に当たるかにつき、本号においては、当該株式交換を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)」の要件、および前項③に定める「株式移転完了時点において新設持株会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合に当たるかにつき、本号においては、当該株式移転を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)」の要件(以下、個別にまたは総称して、「合併、株式交換、株式移転に関する100分の20要件」という。)が、当該合併、株式交換、株式移転にかかる当会社株主総会決議の時点において充足されていたものとみなす。
- 3 甲種類株主による異議申立てなく第27条第4項に定める異議申立て期間が経過した場合は、合併、株式交換、株式移転に関する100分の20要件が、当該合併、株式交換、株式移転にかかる当会社株主総会決議の時点において充足されていなかったものとみなす。
- 4 当会社が合併、株式交換、株式移転をする場合、合併契約、株式交換契約、株式移転契約、またはこれらを目的とする契約にお

いて取締役の選解任の定めが含まれる場合は、当該取締役の選解任に関する甲種類株主総会の要否については、第12条第1項の規定にかかわらず第1項の規定に従ってこれを決する。

- 5 当会社が合併、株式交換、株式移転をする場合において、合併契約、株式交換契約、株式移転契約、またはこれらを目的とする契約において定款変更の定めが含まれる場合の当該定款変更に関する甲種類株主総会の要否、及び当社が株式移転をする場合において、新設持株会社の定款の規定が当社の定款の規定と異なる場合の当該株式移転契約の承認に関する甲種類株主総会の要否については、第1項の規定によれば合併、株式交換、株式移転に関する甲種類株主総会の決議が不要な場合であっても、第14条の規定に従ってこれを決する。

#### (資本の減少)

- 第16条 当会社の株主への金銭の払い戻しを伴う当会社の資本の額の減少については、当社株主総会の決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要とする。

#### (解散)

- 第17条 当社が株主総会決議により解散をする場合、当社株主総会決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要とする。

#### (議決権)

- 第18条 甲種類株式は当社株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

#### (利益配当金、中間配当金)

- 第19条 甲種類株式に対する利益配当または中間配当は、当社普通株式に対する利益配当または中間配当と同額にて行われる。

(残余財産の分配)

第20条 甲種類株主は当会社普通株式に対する残余財産分配の金額と同額の残余財産分配請求権を有する。

(種類株式の償還)

第21条 甲種類株式は、甲種類株主の書面による当会社に対する請求により償還される。

2 当会社は、甲種類株式が公的主体以外の者に譲渡された場合、取締役会の決議により、甲種類株式を当該譲受人の意思にかかわらず消却することができる。なお、甲種類株主は、甲種類株式を譲渡する場合には、当会社に対して、その旨および相手先の名称を、事前に通知しなければならない。

3 本条に基づく償還の価格は、第1項の場合は償還請求日、第2項の場合は消却日の前日（以下あわせて「償還価格基準日」という。）の時価によることとする。当会社普通株式が東京証券取引所に上場されている場合は、当会社普通株式一株あたりの東京証券取引所における償還価格基準日の終値と同一の価格をもって償還価格基準日の時価とする。償還価格基準日の終値が存在しない場合には、同日より前の最も直近の日における終値によることとする。

## 第4章 株主総会

(招 集)

第22条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要があるごとに随時招集する。

2 株主総会は、取締役会の決議に基づいて社長が招集する。ただし、社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。

3 第3章の規定に基づき、当会社株主総会決議に加え甲種類株主総会の決議が必要となる事項については、当会社株主総会の招集通知において、当該決議事項については甲種類株主総会決議が必

要である旨を記載するものとする。ただし、第12条および第15条に規定する場合であって、第27条第3項の規定に基づき甲種類株主総会を開催しない旨を甲種類株主に通知する場合には、甲種類株主総会決議が必要となる場合がある旨を記載するものとする。

(議 長)

第23条 社長は、株主総会の議長となる。ただし、社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決 議)

第24条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第25条 株主は、議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合においては、当該株主または代理人は、代理権を証する書面を総会ごとにあらかじめ当会社に提出しなければならない。

(議 事 録)

第26条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

(甲種類株主総会)

第27条 甲種類株主総会は、本店所在地または甲種類株主全員が同意した場所において開催する。

- 2 甲種類株主総会の招集通知は、会日の2週間前までに甲種類株主宛発するものとする。
- 3 当会社株主総会の招集通知を発する場合、当会社は、甲種類株



主に対して、当該招集通知の写しを送付するとともに、甲種類株主総会の開催の有無につき通知するものとする。甲種類株主総会を開催する旨の通知は甲種類株主総会の招集通知を発することによりなされるものとする。第12条または第15条第1項①②③に定める甲種類株主総会を開催しない旨の通知を送付する場合には、当社は、甲種類株主総会を開催する必要がないと判断するに至った全ての資料等（これらには大量保有報告書の写し、大量保有報告書提出者にかかる有価証券報告書その他の情報を含むがこれらに限定されない。）を甲種類株主に対し提出するものとする。

- 4 甲種類株主は、第3項に基づき甲種類株主総会を開催しない旨の通知を受領した場合においても、当社株主総会において  
(1) 第12条に定める取締役を選任または解任する旨の決議、または(2) 第15条第1項①②③それぞれの本文に定める場合において当社にかかる合併、株式交換、株式移転を行う旨の決議がなされた場合には、当社に対し、甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができるものとする。かかる異議申立ては、当社株主総会の決議日から2週間以内になされなければならないものとする。当社は、かかる異議を受領した後1週間以内に、取締役の選任または解任に関する100分の20要件または合併、株式交換、株式移転に関する100分の20要件（以下「甲種類株主総会開催要件」と総称する。）を充足しているか否かを判断の上、その結論を甲種類株主に通知する。当社は、甲種類株主総会開催要件を充足していると判断した場合には、甲種類株主宛に甲種類株主総会の招集通知を発するものとする。
- 5 前項にかかわらず、当社は、前項(1)または(2)にかかる当社株主総会の決議日から1週間以内に、甲種類株主総会開催要件を充足していると判断した場合には、甲種類株主総会の招集通知を発することができる。
- 6 当社株主総会において取締役の選任または解任の決議が行われた場合であっても、第12条に基づき、必要な甲種類株主総会の決議が得られ、または、第4項に定める異議申立てなく異議申立てのための期間が経過するまでの間（ただし、第4項の定めにか

かわらず異議申し立ての期間経過以前に異議申し立てを行わない旨の通知が当会社に為された場合には当該通知の受領時点までの間)は、従前の取締役が引き続きその任にあたる。

- 7 第23条、第25条および第26条の規定は、甲種類株主総会において準用する。

## 第5章 取締役および取締役会

(取締役の員数および選任方法)

第28条 当社の取締役は、16人以内とし、当社株主総会において選任する。ただし、第12条の場合には、甲種類株主総会の承認を必要とする。

- 2 前項の当社株主総会における取締役選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

- 3 取締役の選任の決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第29条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任者の残任期間と同一とする。

(代表者および業務執行)

第30条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって定める。

- 2 当社に取締役会の決議をもって社長1人を置く。  
3 社長は、取締役会の決議に基づき会社の業務を総理する。  
4 当社に業務上必要があるときは、取締役会の決議をもって会長1人ならびに副社長、専務取締役および常務取締役をそれぞれ若干名置くことができる。

## (取締役会)

- 第31条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き社長が招集し、その議長となる。ただし、社長に事故のあるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。
- 2 社長以外の取締役は会議の目的たる事項を記載した書面を社長に提出して、取締役会の招集を請求することができる。
  - 3 取締役会を招集するときは、取締役および監査役全員に対し、会日の3日前にその通知を発するものとする。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。
  - 4 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意あるときは、招集手続きを経ないで開催することができる。
  - 5 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれをする。

## (当会社子会社の重要な資産の処分等)

- 第32条 当会社子会社（第11条（7）に定める意義を有する。以下本条において同じ。）の重要な資産の処分等（第11条（8）に定める意義を有する。以下本条において同じ。）については、当会社子会社の株主総会の決議における当会社の議決権行使に先立ち、当会社の取締役会および甲種類株主総会の承認を必要とする。
- 2 当会社の取締役会は、当会社子会社よりその重要な資産の処分等を議題とする株主総会の招集通知を受領したときは、受領の日から1週間以内に、当該株主総会での議決権行使について決議を行う。
  - 3 当会社の取締役会は、前項に基づき当会社子会社の重要な資産の処分等を承認した場合には、直ちに、甲種類株主に対して、その会日を当該承認の日から2週間後とする甲種類株主総会を開催する旨の通知を発する。

## (議事録)

- 第33条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録

に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

(報酬および退職慰労金)

第34条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

(相談役、顧問)

第35条 当会社に、取締役会の決議により相談役および顧問若干人を置くことができる。

(取締役の責任限定)

第36条 当会社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

## 第6章 監査役および監査役会

(監査役の員数および選任方法)

第37条 当会社の監査役は、5人以内とし、株主総会で選任する。

2 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

(監査役の任期)

第38条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

第39条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。

(監査役会)

- 第40条 監査役会は、各監査役が招集する。
- 2 監査役会を招集するときは、監査役全員に対し、会日の3日前にその通知を発するものとする。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。
  - 3 監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。
  - 4 監査役会の決議は、法令に別段の定めのない限り、監査役の過半数をもってこれをする。

(議事録)

- 第41条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

(報酬および退職慰労金)

- 第42条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任限定)

- 第43条 当会社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

## 第7章 計算

(営業年度および決算期)

- 第44条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎年3月31日を決算期とする。

(利益配当)

- 第45条 利益配当金は、毎年3月31日における最終の株主名簿に記載ま

たは記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。

#### (中間配当)

第46条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下「中間配当」という。）をなすことができる。

#### (配当金等の除斥期間)

第47条 利益配当金または中間配当金の支払の提供をした後、株主、登録質権者または端株主の受け取りがなく5年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

### 附則

#### (設立に際して発行する株式)

- 第1条 当社の設立は、商法第364条の株式移転（以下「本株式移転」という。）による。
- 2 当社の設立に際して発行する株式の総数は、2,360,660.95株とし、このうち、2,360,659.95株は普通株式、1株は甲種類株式とする。
  - 3 前項にかかわらず、本株式移転をなすべき時期の前日までに、国際石油開発株式会社および帝国石油株式会社がそれぞれ自己株式を消却した場合には、本株式移転による当該自己株式への割当分につき、当社が発行する普通株式数を減ずるものとする。

#### (最初の取締役および監査役の任期)

第2条 当社の最初の取締役および監査役の任期は、第29条および第38条の規定にかかわらず、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(最初の営業年度)

第3条 当会社の最初の営業年度は、第44条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から平成19年3月31日までとする。

【当社】

## 第3四半期貸借対照表

(平成17年9月30日現在)

(金額単位：百万円)

| 資 産 の 部    |         | 負 債 の 部             |         |
|------------|---------|---------------------|---------|
| 流 動 資 産    | 32,547  | 流 動 負 債             | 21,703  |
| 現金及び預金     | 9,065   | 買掛金                 | 2,863   |
| 売掛金        | 7,439   | 1年内返済予定長期借入金        | 3,812   |
| 有価証券       | 8,099   | 未払金                 | 12,855  |
| 製品         | 2,714   | 未払法人税等              | 145     |
| 石油精製委託品    | 168     | 未払事業所税              | 8       |
| 諸作業勘定      | 378     | 未払費用                | 1,763   |
| 貯蔵品        | 876     | 預り金                 | 48      |
| 前渡金        | 17      | その他の流動負債            | 206     |
| 短期債権       | 2,111   | 固 定 負 債             | 50,293  |
| 繰延税金資産     | 301     | 長期借入金               | 21,357  |
| その他の流動資産   | 1,374   | 繰延税金負債              | 21,748  |
| 固 有 形 資 産  | 216,355 | 退職給付引当金             | 6,149   |
| 建物         | 109,753 | 役員退職慰労引当金           | 653     |
| 構築物        | 6,521   | 廃鉦費用引当金             | 273     |
| 坑井         | 64,034  | その他の固定負債            | 109     |
| 機械及び装置     | 560     | 負 債 合 計             | 71,996  |
| 車両運搬具      | 8,703   | 資 本 本 部             |         |
| 工具器具備品     | 4       | 資 本 金               | 19,579  |
| 土地         | 130     | 資 本 剰 余 金           | 11,228  |
| 建設仮勘定      | 7,712   | 資 本 準 備 金           | 11,222  |
| 削井仮勘定      | 21,967  | そ の 他 資 本 剰 余 金     | 6       |
| 無形固定資産     | 117     | 自己株式処分差益            | 6       |
| 鉦業権        | 588     | 利 益 剰 余 金           | 109,963 |
| 諸利用権       | 0       | 利 益 準 備 金           | 3,401   |
| ソフトウェア     | 107     | 任 意 積 立 金           | 75,981  |
| その他の無形固定資産 | 299     | 探鉦準備金               | 6,633   |
| 投資その他の資産   | 299     | 固定資産圧縮積立金           | 714     |
| 投資有価証券     | 181     | 固定資産圧縮特別勘定積立金       | 38      |
| 子会社株式      | 106,014 | 特別償却準備金             | 2,223   |
| 長期貸付金      | 94,265  | 海外投資等損失準備金          | 508     |
| 長期前払費用     | 19,817  | 探鉦投資積立金             | 6,163   |
| その他の投資     | 1,621   | 別 途 積 立 金           | 59,700  |
| 貸倒引当金      | 7       | 第 3 四 半 期 未 処 分 利 益 | 30,581  |
| 海外投資等損失引当金 | 1,873   | 株 式 等 評 価 差 額 金     | 36,833  |
|            | △3      | 自 己 株 式             | △698    |
|            | △11,567 | 資 本 合 計             | 176,906 |
| 資 産 合 計    | 248,903 | 負 債 及 び 資 本 合 計     | 248,903 |



【当社】

## 第3四半期損益計算書

(自 平成17年1月1日)  
(至 平成17年9月30日)

(金額単位：百万円)

| 科 目     |               | 金 額     |        |     |
|---------|---------------|---------|--------|-----|
| 経常損益の部  | 営業収益          |         | 53,693 |     |
|         | 営業費用          |         |        |     |
|         | 売上原価          | 32,985  |        |     |
|         | 探鉱費           | 2,592   |        |     |
|         | 探鉱補助金         | (2,646) |        |     |
|         | 販売費及び一般管理費    | 11,172  | 46,749 |     |
|         | 営業利益          |         | 6,943  |     |
|         | 営業外収益         |         |        |     |
|         | 受取利息          | 101     |        |     |
|         | 受取配当金         | 5,595   |        |     |
| 営業外損益の部 | 受取歩油及び歩ガス代    | 534     |        |     |
|         | その他の営業外収益     | 303     | 6,535  |     |
|         | 営業外費用         |         |        |     |
|         | 支払利息          | 255     |        |     |
|         | 海外投資等損失引当金繰入額 | 389     |        |     |
|         | 廃鉱費用引当金繰入額    | 21      |        |     |
|         | その他の営業外費用     | 101     | 768    |     |
|         | 経常利益          |         | 12,711 |     |
|         | 特別損益の部        | 特別利益    |        |     |
|         |               | 固定資産売却益 | 102    | 102 |
| 特別損失    |               |         |        |     |
| 特別損部    | 減損損失          | 275     | 275    |     |
|         | 税引前第3四半期純利益   |         | 12,537 |     |
|         | 法人税、住民税及び事業税  | 1,438   |        |     |
|         | 法人税等調整額       | △214    | 1,223  |     |
|         | 第3四半期純利益      |         | 11,313 |     |
|         | 前期繰越利益        |         | 20,640 |     |
|         | 中間配当額         |         | 1,372  |     |
|         | 第3四半期末処分利益    |         | 30,581 |     |

## 四半期貸借対照表及び四半期損益計算書についての注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
- ② その他有価証券  
時価のあるもの

移動平均法による原価法

時価のないもの

四半期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)  
移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 製 品
- ② 石油精製委託品
- ③ 貯 蔵 品
- ④ 諸 作 業 勘 定

移動平均法による低価法

移動平均法による原価法

移動平均法による原価法

個別法による原価法

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

定 額 法

但し、坑井の減価償却については、実質的残存価額(零)まで償却しております。

- ② 無形固定資産

定 額 法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### (4) 繰延資産の処理方法

支出時の費用として処理しております。

#### (5) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 海外投資等損失引当金

資源開発関係投資の評価額の低減に対応して、投資先各社の資産状態を検討のうえ、純資産基準により計上しております。

- ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、四半期末において発生していると認められる額を計上しております。

- ④ 役員退職慰労引当金

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理することとしております。

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく四半期末要支給額を計上しております。

この役員退職慰労引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

⑤ 廃 鈳 費 用 引 当 金

今後発生する廃鈳費用の支出に備えるため、廃鈳計画に基づき、当該費用見積額を期間を基準に計上しております。  
この廃鈳費用引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) ヘッジ会計の方法

①ヘ ッ ジ 会 計 の 方 法

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘ ッ ジ 手 段

ヘ ッ ジ 対 象

③ヘ ッ ジ 方 針

金利スワップについて特例処理を採用しております。

金利スワップ取引

借入金の支払金利

デリバティブ取引の限度額を実需の範囲とする方針であり、投機目的によるデリバティブ取引は行わないこととしております。

金利スワップは特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。

④ヘッジ有効性評価の方法

(8) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更

固定資産の減損に係る会計基準について

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）が平成16年3月31日に終了する営業年度に係る計算書類から適用できることになったことに伴い、当期から同会計基準及び同適用指針を適用しております。これにより税引前第3 四半期純利益は275百万円減少しております。

なお、減損損失累計額については、当該資産の金額から直接控除しております。

3. 子会社に対する金銭債権債務

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 352百万円   |
| 長期金銭債権 | 394百万円   |
| 短期金銭債務 | 4,920百万円 |
| 長期金銭債務 | 9百万円     |

4. 有形固定資産の減価償却累計額

111,838百万円

5. 保証債務残高

10,141百万円

6. 担保に供している資産

|        |           |
|--------|-----------|
| 投資有価証券 | 10,148百万円 |
| 有形固定資産 | 6,558百万円  |

7. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額

36,833百万円

8. 子会社に対する売上高

905百万円

9. 子会社からの仕入高

1,399百万円

10. 子会社との間の営業取引以外の取引高

27百万円

11. 1株当たり第3 四半期純利益

37円09銭

12. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【当社】

# 貸 借 対 照 表

(平成16年12月31日現在)

(金額単位：百万円)

| 資 産 の 部         |  | 21,217         | 負 債 の 部                |                | 22,278 |
|-----------------|--|----------------|------------------------|----------------|--------|
| 流 動 資 産         |  | 21,217         | 流 動 負 債                |                | 22,278 |
| 現金及び預金          |  | 6,191          | 買掛金                    | 2,188          |        |
| 売掛金             |  | 8,421          | 短期借入金                  | 380            |        |
| 有価証券            |  | 1,617          | 1年内返済予定長期借入金           | 3,245          |        |
| 製品              |  | 2,493          | 未払金                    | 12,542         |        |
| 石油精製委託品         |  | 116            | 未払法人税等                 | 1,517          |        |
| 諸作業勘定品          |  | 264            | 未払事業所税                 | 13             |        |
| 貯蔵品             |  | 875            | 未払費用                   | 1,940          |        |
| 前渡金             |  | 10             | 預り金                    | 242            |        |
| 短期債権            |  | 594            | その他の流動負債               | 206            |        |
| 繰延税金資産          |  | 152            | <b>固 定 負 債</b>         | <b>33,312</b>  |        |
| その他の流動資産        |  | 480            | 長期借入金                  | 12,379         |        |
| <b>固 定 資 産</b>  |  | <b>186,666</b> | 繰延税金負債                 | 12,607         |        |
| 有形固定資産          |  | 104,988        | 退職給付引当金                | 5,892          |        |
| 建物              |  | 6,733          | 役員退職慰労引当金              | 928            |        |
| 構築物             |  | 67,939         | 廃鉦費用引当金                | 326            |        |
| 坑井              |  | 1,153          | その他の固定負債               | 1,177          |        |
| 機械及び装置          |  | 9,535          | <b>負 債 合 計</b>         | <b>55,590</b>  |        |
| 車両運搬具           |  | 7              | <b>資 本 の 部</b>         |                |        |
| 工具器具備品          |  | 130            | 資本金                    | 19,579         |        |
| 土地              |  | 7,768          | 資本剰余金                  | 11,225         |        |
| 建設仮勘定           |  | 11,713         | 資本準備金                  | 11,222         |        |
| 削井仮勘定           |  | 7              | その他資本剰余金               | 2              |        |
| <b>無形固定資産</b>   |  | <b>567</b>     | 自己株式処分差益               | 2              |        |
| 鉦業権             |  | 3              | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>101,446</b> |        |
| 諸利用権            |  | 130            | 利益準備金                  | 3,401          |        |
| ソフトウェア          |  | 316            | 任意積立金                  | 76,100         |        |
| その他の無形固定資産      |  | 117            | 探鉦準備金                  | 6,790          |        |
| <b>投資その他の資産</b> |  | <b>81,110</b>  | 固定資産圧縮積立金              | 578            |        |
| 投資有価証券          |  | 68,932         | 固定資産圧縮特別勘定積立金          | 130            |        |
| 子会社株式           |  | 21,454         | 特別償却準備金                | 2,476          |        |
| 長期貸付金           |  | 1,162          | 海外投資等損失準備金             | 508            |        |
| 長期前払費用          |  | 13             | 探鉦投資積立金                | 5,915          |        |
| その他の投資          |  | 1,897          | 別途積立金                  | 59,700         |        |
| 貸倒引当金           |  | △3             | 当期末処分利益                | 21,944         |        |
| 海外投資等損失引当金      |  | △12,347        | <b>株式等評価差額金</b>        | <b>20,521</b>  |        |
| <b>資 産 合 計</b>  |  | <b>207,883</b> | 自己株式                   | △479           |        |
|                 |  |                | <b>資 本 合 計</b>         | <b>152,293</b> |        |
|                 |  |                | <b>負 債 及 び 資 本 合 計</b> | <b>207,883</b> |        |

【当社】

# 損 益 計 算 書

(自 平成16年1月1日)  
(至 平成16年12月31日)

(金額単位：百万円)

| 科 目           |              | 金 額     |        |  |
|---------------|--------------|---------|--------|--|
| 経常損益の部        | 営業収益         |         | 66,246 |  |
|               | 営業費用         |         |        |  |
|               | 売上原価         | 41,145  |        |  |
|               | 探鉱費          | 3,485   |        |  |
|               | 探鉱費          | (3,615) |        |  |
|               | 探鉱補助金        | (△129)  |        |  |
|               | 販売費及び一般管理費   | 14,729  | 59,360 |  |
|               | 営業利益         |         | 6,885  |  |
|               | 営業外損益の部      | 営業外収益   |        |  |
|               |              | 受取利息    | 126    |  |
| 受取配当金         |              | 2,706   |        |  |
| 受取歩油及び歩ガス代    |              | 584     |        |  |
| 海外投資等損失引当金戻入額 |              | 371     |        |  |
| その他の営業外収益     |              | 408     | 4,197  |  |
| 営業外費用         |              |         |        |  |
| 支払利息          | 319          |         |        |  |
| 廃鉱費用引当金繰入額    | 146          |         |        |  |
| その他の営業外費用     | 317          | 784     |        |  |
|               | 経常利益         |         | 10,298 |  |
| 特別損益の部        | 特別利益         |         |        |  |
|               | 固定資産売却益      | 138     |        |  |
|               | 貸倒引当金戻入額     | 8       | 147    |  |
|               | 税引前当期純利益     |         | 10,446 |  |
|               | 法人税、住民税及び事業税 | 1,970   |        |  |
|               | 法人税等調整額      | △526    | 1,443  |  |
|               | 当期純利益        |         | 9,002  |  |
|               | 前期繰越利益       |         | 13,858 |  |
|               | 中間配当額        |         | 915    |  |
|               | 当期未処分利益      |         | 21,944 |  |

## 貸借対照表及び損益計算書についての注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
- ② その他有価証券  
時価のあるもの

移動平均法による原価法

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 製 品
- ② 石油精製委託品
- ③ 貯 蔵 品
- ④ 諸 作 業 勘 定

移動平均法による低価法

移動平均法による原価法

移動平均法による原価法

個別法による原価法

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

定額法

但し、坑井の減価償却については、実質的残存価額(零)まで償却しております。

- ② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### (4) 繰延資産の処理方法

支出時の費用として処理しております。

#### (5) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 海外投資等損失引当金

資源開発関係投資の評価額の低減に対応して、投資先各社の資産状態を検討のうえ、純資産基準により計上しております。

- ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理することとしております。

- ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

この役員退職慰労引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

⑤ 廃 鈳 費 用 引 当 金

今後発生する廃鈳費用の支出に備えるため、廃鈳計画に基づき、当該費用見積額を期間を基準に計上しております。  
この廃鈳費用引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ取引

ヘッジ対象

借入金の支払金利

③ヘッジ方針

デリバティブ取引の限度額を実需の範囲とする方針であり、投機目的によるデリバティブ取引は行わないこととしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。

(8) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

2. 子会社に対する金銭債権債務

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 506百万円   |
| 長期金銭債権 | 539百万円   |
| 短期金銭債務 | 6,211百万円 |
| 長期金銭債務 | 9百万円     |

3. 有形固定資産の減価償却累計額

106,420百万円

4. 有形固定資産の当期圧縮記帳額

13百万円

5. 保証債務残高

9,192百万円

6. 担保に供している資産

|        |           |
|--------|-----------|
| 投資有価証券 | 10,713百万円 |
| 有形固定資産 | 7,489百万円  |

7. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額

20,521百万円

8. 子会社に対する売上高

865百万円

9. 子会社からの仕入高

1,737百万円

10. 子会社との間の営業取引以外の取引高

10百万円

11. 1株当たり当期純利益

29円33銭

12. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 中間貸借対照表

(平成17年 9月30日現在)

(百万円未満切捨表示)

| 科 目        | 金 額     | 科 目        | 金 額     |
|------------|---------|------------|---------|
| (資産の部)     |         | (負債の部)     |         |
| 流動資産       | 97,447  | 流動負債       | 23,377  |
| 現金及び預金     | 21,248  | 未払金        | 1,162   |
| 売掛金        | 13,550  | 未払費用       | 531     |
| 有価証券       | 21,883  | 未払法人税等     | 16,179  |
| 前払費用       | 82      | 繰延税金負債     | 15      |
| 立替金        | 5,698   | 繰延税金受取金    | 5,442   |
| 短期貸付金      | 33,051  | 繰延税金       | 46      |
| 未収入金       | 1,742   |            |         |
| その他        | 189     | 固定負債       | 26,165  |
| 固定資産       | 355,817 | 長期借入金      | 11,321  |
| (有形固定資産)   | 9,498   | 退職給付引当金    | 952     |
| 建物         | 5,306   | 役員退職慰労引当金  | 425     |
| 構築物        | 66      | 長期未払金      | 13,440  |
| 機械及び装置     | 0       | 長期預り金      | 26      |
| 車両運搬具      | 23      | 負債合計       | 49,543  |
| 器具備品       | 100     | (資本の部)     |         |
| 土地         | 4,001   | 資本金        | 29,460  |
| (無形固定資産)   | 79      | 資本剰余金      | 62,402  |
| その他の無形固定資産 | 79      | 資本準備金      | 62,402  |
| (投資その他の資産) | 346,239 | 利益剰余金      | 312,149 |
| 投資有価証券     | 159,956 | 利益準備金      | 7,365   |
| 子会社株       | 168,351 | 任意積立金      | 263,451 |
| 出資         | 194     | 配当準備積立金    | 1,500   |
| 長期貸付金      | 11,703  | 為替変動積立金    | 1,000   |
| 長期前払費用     | 33      | 海外投資等損失準備金 | 1,233   |
| 繰延税金資産     | 184     | 別途積立金      | 259,718 |
| 生産物回収勘定    | 87,445  | 中間未処分利益    | 41,332  |
| その他        | 1,995   | 株式等評価差額金   | △289    |
| 貸倒引当金      | △662    | 自己株式       | △0      |
| 探鉱投資等引当金   | △82,963 |            |         |
| 資産合計       | 453,265 | 資本合計       | 403,722 |
|            |         | 負債・資本合計    | 453,265 |



# 中間損益計算書

(自 平成17年4月1日  
至 平成17年9月30日)

(百万円未満切捨表示)

|                                 |                       | 科 目                   | 金 額     |         |         |
|---------------------------------|-----------------------|-----------------------|---------|---------|---------|
| 経<br>常<br>損<br>の<br>部           | 営<br>業                | 営 業 収 益               |         |         |         |
|                                 |                       | 原 油 売 上               |         | 18,966  |         |
|                                 |                       | 天 然 ガ ス 売 上           |         | 101,266 | 120,232 |
|                                 | 営<br>業                | 営 業 費 用               |         |         |         |
|                                 |                       | 原 油 売 上 原 価           | 18,719  |         |         |
|                                 |                       | 天 然 ガ ス 売 上 原 価       | 101,266 |         |         |
|                                 |                       | 無 償 配 分 原 油           | △7,388  |         |         |
|                                 |                       | 無 償 配 分 天 然 ガ ス       | △69,886 | 42,711  |         |
|                                 |                       | 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 2,152   | 44,864  |
|                                 |                       |                       | 営 業 利 益 |         |         |
| 営<br>業<br>外<br>損<br>益<br>の<br>部 | 営<br>業                | 営 業 外 収 益             |         |         |         |
|                                 |                       | 受 取 利 息               |         | 626     |         |
|                                 |                       | 有 価 証 券 利 息           |         | 179     |         |
|                                 |                       | 受 取 配 当 金             |         | 1,815   |         |
|                                 |                       | 為 替 差 益               |         | 1,207   |         |
|                                 |                       | 雑 収 入                 |         | 631     | 4,459   |
|                                 | 営<br>業                | 営 業 外 費 用             |         |         |         |
|                                 |                       | 支 払 利 息 及 び 支 払 割 引 料 |         | 196     |         |
|                                 | 探 鉱 投 資 等 引 当 金 繰 入 額 |                       | 1,871   |         |         |
|                                 | 雑 損 失                 |                       | 82      | 2,150   |         |
|                                 |                       | 経 常 利 益               |         |         | 77,677  |
|                                 |                       | 税 引 前 中 間 純 利 益       |         |         | 77,677  |
|                                 | 法 人 税 及 び 住 民 税 額     |                       | 42,831  |         |         |
|                                 | 法 人 税 等 調 整 額         |                       | △83     | 42,748  |         |
|                                 |                       | 中 間 純 利 益             |         |         | 34,929  |
|                                 | 前 期 繰 越 利 益           |                       |         |         | 6,403   |
|                                 | 中 間 未 処 分 利 益         |                       |         |         | 41,332  |

## 中間貸借対照表及び中間損益計算書についての注記

### 1. 重要な会計方針

- |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 有価証券の評価基準及び評価方法               | <p>子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>その他有価証券<br/>時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法<br/>(評価差額は主として全部資本直入法により<br/>処理し、売却原価は移動平均法により算定)<br/>移動平均法による原価法</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p>                                                                                                                                                                                                                 |
| (2) 固定資産の減価償却の方法                  | <p>有形固定資産 定率法を採用しております。但し、平成10<br/>年4月1日以後に取得した建物(附属設備<br/>を除く)につきましては、定額法を採用し<br/>ております。</p> <p>無形固定資産 定額法を採用しております。また、ソフト<br/>ウェア(自社利用分)につきましては、社<br/>内における見込利用可能期間(5年)に基<br/>づく定額法を採用しております。</p>                                                                                                                                                                                         |
| (3) 引当金の計上基準                      | <p>退職給付引当金 従業員との退職給付に備えるため、当中間決<br/>算期末における退職給付債務に基づき計上<br/>しております。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員との退職慰労金の支出に備えるため、内<br/>規に基づく中間期末支支給額を計上して<br/>おります。なお、この引当金は商法施行規則<br/>第43条に規定する引当金であります。</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一<br/>般債権につきましては貸倒実績率により、<br/>貸倒懸念債権等特定の債権につきましては<br/>個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込<br/>額を計上しております。</p> <p>探鉱投資等引当金 資源探鉱投資法人等の株式等に対する損失<br/>に備えるため、投資先各社の資産状態を検<br/>討のうえ計上しております。</p> |
| (4) 消費税等の会計処理について                 | <p>消費税等については、税抜方式によって<br/>おります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (5) 生産物回収勘定の会計処理に<br>ついて          | <p>生産分与契約に基づき投下した作業費を計<br/>上しております。生産開始後、同契約に基<br/>づく生産物(原油及び天然ガス)をもって<br/>投下作業費を回収しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (6) 無償配分原油及び無償配分天<br>然ガスの会計処理について | <p>生産分与契約に基づき引取った生産物のう<br/>ち、同契約に基づき事後的に算定される報<br/>酬部分である生産物の金額を原油売上原価<br/>及び天然ガス売上原価の調整項目として計<br/>上しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                             |

## 2. 会計方針の変更

固定資産の減損に係る会計基準  
について

当中間会計期間から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。  
これによる損益に与える影響はありません。

## 3. 子会社に対する金銭債権債務

|                             |            |
|-----------------------------|------------|
| 短期金銭債権                      | 7,103百万円   |
| 長期金銭債権                      | 11,658百万円  |
| 短期金銭債務                      | 17百万円      |
| 長期金銭債務                      | 10百万円      |
| 4. 有形固定資産の減価償却累計額           | 3,214百万円   |
| 5. 重要なリース資産で資産の部に計上しないもの    |            |
| 電子計算機26台等をリース契約により使用しております。 |            |
| 6. 担保に供している資産               |            |
| 定期預金                        | 8,610百万円   |
| 7. 保証債務残高                   | 107,930百万円 |
| 8. 商法施行規則第124条第3号に規定する額     | 235百万円     |
| 9. 子会社との取引高                 |            |
| 営業取引                        | 6,968百万円   |
| 営業取引以外の取引                   | 1,005百万円   |
| 10. 一株当たりの中間純利益             | 18,194円20銭 |

## 貸借対照表

(平成17年 3月31日現在)

(百万円未満切捨表示)

| 科 目        | 金 額     | 科 目        | 金 額     |
|------------|---------|------------|---------|
| (資産の部)     |         | (負債の部)     |         |
| 流動資産       | 74,722  | 流動負債       | 22,467  |
| 現金及び預金     | 24,802  | 未払金        | 4,706   |
| 売掛金        | 15,207  | 未払費用       | 480     |
| 有価証券       | 18,391  | 未払法人税等     | 12,608  |
| 前払費用       | 77      | 前受り金       | 4,587   |
| 繰延税金資産     | 11      | 預り金        | 84      |
| 立替金        | 97      |            |         |
| 短期貸付       | 15,694  | 固定負債       | 18,288  |
| 未収入金       | 308     | 長期借入金      | 10,741  |
| その他        | 131     | 退職給付引当金    | 870     |
|            |         | 役員退職慰労引当金  | 409     |
| 固定資産       | 343,255 | 長期未払金      | 6,205   |
| (有形固定資産)   | 9,640   | 長期預り金      | 62      |
| 構築物        | 5,436   |            |         |
| 機械及び装置     | 69      | 負債合計       | 40,755  |
| 車両運搬具      | 0       | (資本の部)     |         |
| 器具備品       | 27      | 資本金        | 29,460  |
| 土地         | 104     |            |         |
|            | 4,001   | 資本剰余金      | 62,402  |
| (無形固定資産)   | 35      | 資本準備金      | 62,402  |
| その他の無形固定資産 | 35      |            |         |
| (投資その他の資産) | 333,579 | 利益剰余金      | 284,996 |
| 投資有価証券     | 144,669 | 利益準備金      | 7,365   |
| 子会社株式      | 164,621 | 任意積立金      | 225,709 |
| 出資金        | 194     | 配当準備積立金    | 1,500   |
| 長期貸付       | 17,265  | 為替変動積立金    | 1,000   |
| 長期前払費用     | 36      | 海外投資等損失準備金 | 491     |
| 繰延税金資産     | 53      | 別途積立金      | 222,718 |
| 生産物回収勘定    | 81,918  | 当期末処分利益    | 51,921  |
| その他の       | 6,552   |            |         |
| 貸倒引当金      | △631    | 株式等評価差額金   | 363     |
| 探鉱投資等引当金   | △81,100 |            |         |
|            |         | 自己株式       | △0      |
|            |         |            |         |
| 資産合計       | 417,978 | 資本合計       | 377,222 |
|            |         | 負債・資本合計    | 417,978 |

# 損 益 計 算 書

(自 平成16年 4月 1日)  
(至 平成17年 3月 31日)

(百万円未満切捨表示)

|                            |               | 科 目                   | 金 額      |         |
|----------------------------|---------------|-----------------------|----------|---------|
| 経<br>常<br>損<br>の<br>部      | 営<br>業        | 営 業 収 益               |          |         |
|                            |               | 原 油 売 上               | 36,129   |         |
|                            |               | 天 然 ガ ス 売 上           | 166,599  | 202,729 |
|                            | 損             | 営 業 費 用               |          |         |
|                            |               | 原 油 売 上 原 価           | 34,214   |         |
|                            |               | 天 然 ガ ス 売 上 原 価       | 166,599  |         |
|                            |               | 無 償 配 分 原 油           | △11,624  |         |
|                            |               | 無 償 配 分 天 然 ガ ス       | △105,209 | 83,980  |
|                            |               | 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 5,193    | 89,173  |
|                            |               | 営 業 利 益               |          | 113,556 |
| 営<br>業<br>外<br>損<br>の<br>部 | 営<br>業        | 営 業 外 収 益             |          |         |
|                            |               | 受 取 利 息               | 390      |         |
|                            |               | 有 価 証 券 利 息           | 256      |         |
|                            |               | 受 取 配 当 金             | 4,755    |         |
|                            |               | 雑 収 入                 | 1,025    | 6,427   |
|                            | 損             | 営 業 外 費 用             |          |         |
|                            |               | 支 払 利 息 及 び 支 払 割 引 料 | 205      |         |
|                            |               | 探 鉱 投 資 等 引 当 金 繰 入 額 | 4,595    |         |
|                            | 為 替 差 損       | 1,929                 |          |         |
|                            | 雑 損 失         | 669                   | 7,399    |         |
|                            | 経 常 利 益       |                       | 112,584  |         |
| 税 引 前 当 期 純 利 益            |               |                       | 112,584  |         |
| 法<br>法                     | 人 税 及 び 住 民 税 |                       | 61,666   |         |
|                            | 人 税 等 調 整 額   | 152                   | 61,819   |         |
| 当 期 純 利 益                  |               |                       | 50,765   |         |
| 前 期 繰 越 利 益                |               |                       | 1,156    |         |
| 当 期 未 処 分 利 益              |               |                       | 51,921   |         |

## 貸借対照表及び損益計算書についての注記

### 1. 重要な会計方針

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>子会社株式及び関連会社株式<br/>その他有価証券<br/>時価のあるもの</p> <p>時価のないもの</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産</p> <p>無形固定資産</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法</p> <p>(4) 引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金</p> <p>役員退職慰労引当金</p> <p>貸倒引当金</p> <p>探鉱投資等引当金</p> <p>(5) 消費税等の会計処理について</p> <p>(6) 生産物回収勘定の会計処理について</p> <p>(7) 無償配分原油及び無償配分天然ガスの会計処理について</p> | <p>移動平均法による原価法</p> <p>決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は主として全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>移動平均法による原価法</p> <p>定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以後に取得した建物(附属設備を除く)につきましては、定額法を採用しております。</p> <p>定額法を採用しております。また、ソフトウェア(自社利用分)につきましては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>支出時に全額を経費として処理しております。</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生している額を計上しております。</p> <p>役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。</p> <p>一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>資源探鉱投資法人等の株式等に対する損失に備えるため、投資先各社の資産状態を検討のうえ計上しております。</p> <p>消費税等については、税抜方式によっております。</p> <p>生産分与契約に基づき投下した作業費を計上しております。生産開始後、同契約に基づき生産物(原油及び天然ガス)をもって投下作業費を回収しております。</p> <p>生産分与契約に基づき引取った生産物のうち、同契約に基づき事後的に算定される報酬部分である生産物の金額を原油売上原価及び天然ガス売上原価の調整項目として計上しております。</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

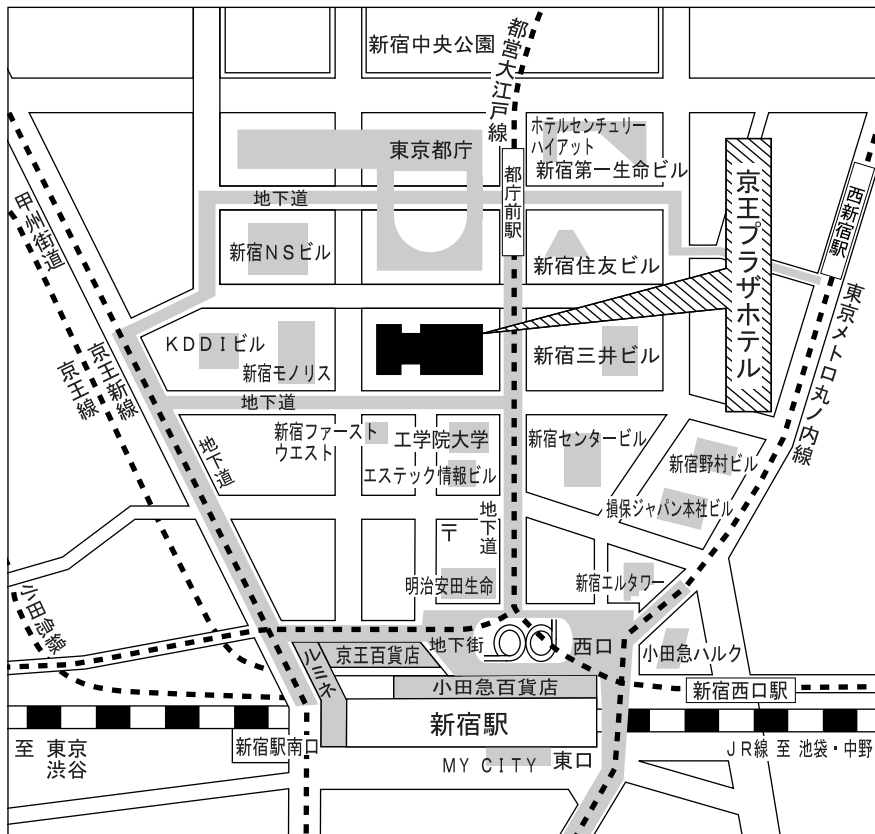
|                             |            |
|-----------------------------|------------|
| 2. 子会社に対する金銭債権債務            |            |
| 短期金銭債権                      | 2,042百万円   |
| 長期金銭債権                      | 17,217百万円  |
| 短期金銭債務                      | 19百万円      |
| 長期金銭債務                      | 46百万円      |
| 3. 有形固定資産の減価償却累計額           | 3,070百万円   |
| 4. 重要なリース資産で資産の部に計上しないもの    |            |
| 電子計算機25台等をリース契約により使用しております。 |            |
| 5. 担保に供している資産               |            |
| 定期預金                        | 8,200百万円   |
| 6. 保証債務残高                   | 101,014百万円 |
| 7. 商法施行規則第124条第3号に規定する額     | 716百万円     |
| 8. 子会社との取引高                 |            |
| 営業取引                        | 15,863百万円  |
| 営業取引以外の取引                   | 1,762百万円   |
| 9. 一株当たりの当期純利益              | 26,717円47銭 |

以 上

# 会場案内図

東京都新宿区西新宿2丁目2番1号  
京王プラザホテル 南館5階「エミネンスホール」  
電話 03 (3344) 0111 (大代表)

(会場が前回の定時株主総会と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)



## 交通のご案内

- JR線 「新宿駅」西口下車 徒歩約5分
- 京王線・小田急線・地下鉄(東京メトロ丸ノ内線・都営新宿線) 「新宿駅」下車 徒歩約5分
- 都営地下鉄大江戸線 「都庁前駅」下車すぐ
- 駐車場の準備はいたしておりませんので、あらかじめご了承下さるようお願い申し上げます。